

## ひとり親家庭等医療費助成

### 受給者証の交付を受けるには・・・

- 要件は、○大竹市に住民登録をしている人
  - ひとり親であると認定された人（児童扶養手当）
  - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもと配偶者のいない父または母、若くはその他養育者
  - 対象者並びに同じ住所の扶養義務者全員が平成22年度に改正される前の所得税算定方法により算定した所得税が非課税の人
- ※扶養義務者とは、直系親族および兄弟姉妹のことをいいます。

■申請場所は、大竹市役所保健医療課

### ■申請に必要なものは、

- 対象者全員の健康保険証
- 「ひとり親家庭等医療費受給資格認定（更新）申請書」※申請書は市役所または各支所にもあります。
- 個人番号確認書類（通知カードなど）

### 医療費の助成範囲は・・・

助成開始は、原則申請をした日から

助成額は、

$$\boxed{\text{助成額}} = \boxed{\text{自己負担割合に基づく保険適用の対象医療費}} - \boxed{\text{保険給付費  
高額療養費  
公的給付等}} - \boxed{\text{一部負担金}}$$

（注意）入院時の食事代や200床以上の病院の紹介なし初診料は対象となりません。

付加給付がある場合は、その額を除きます。

「一部負担金」は、医療機関ごとに1日500円（ただし、医科と歯科は別）まで。調剤は無料。

ひと月当たり、入院の場合は14日（最高7,000円）まで、通院の場合は4日（最高2,000円）までは保護者の方に負担していただきます。

なお、県外の医療機関で受診された場合、ひとり親家庭等医療費受給者証は使用できませんので、その際は、保険診療（自己負担分）に対する医療費をお支払いの上、後日、医療費の支給申請をしてください。

【医療費支給申請（償還払分）に必要なもの】※申請書は市役所または各支所にあります。

- 領収書（保険点数等の記載があるもの）の原本
- 受給者（保護者）名義の預金通帳
- 受給対象者全員の健康保険証
- ひとり親家庭等医療費受給者証
- 個人番号確認書類（通知カードなど）